

第43回八王子いちょう祭り
新型コロナウイルス感染拡大防止

ガイドライン
【出店者用】



八王子いちょう祭り祭典委員会

〒193-0834 東京都八王子市東浅川町120番地 TEL 042-668-8383 FAX 042-673-6661
E-mail : ichou@ichou-festa.org <https://www.ichou-festa.org/>

1 はじめに

『第43回八王子いちょう祭り感染拡大防止ガイドライン〈出店者用〉』（以下「本ガイドライン」という）は、八王子市、八王子市保健所、八王子消防署、八王子警察署、高尾警察署に指示を仰ぎそれらの方針に反しないことを前提として、八王子いちょう祭り祭典委員会が「第43回八王子いちょう祭り」を開催するに当たり留意すべき事項をまとめたものです。

本ガイドラインは、公益社団法人日本青年会議所発行の「祭り・イベント等開催に向けた感染拡大防止ガイドライン」2021年12月26日発行 第04判（日本青年会議所主催の祭り・イベントのみならず、各地の祭り・イベントを開催する際の参考とされ、全国的に祭り・イベント等が開催されることにより、日本経済の活性化を促進することも併せて目的としています）を参考に、第43回八王子いちょう祭り「全国・近隣観光物産展」「ふるさとバザール」開催のために作成したものです。

追記：令和3年11月に開催した「第42回八王子いちょう祭り」は、地域の多くのお祭り・イベントが中止になる中で、当祭典委員会は出来る限りのコロナウイルス感染拡大防止の対策を図り、例年の規模を縮小して開催しました。GPSを活用したモバイルスタンプラリーも開催し、来場者の分散（時間・場所）を図ることで、安心なお祭りを開催することに成功しました。

本年度は通常開催に近い形での開催を企画しておりますが、社会情勢を鑑み、直前に緊急事態宣言等が発出された場合は再度企画内容を再検討し開催します。

2 基本的な考え方

(1) 第43回八王子いちょう祭りの開催について

第43回八王子いちょう祭りの開催に当たっては、政府等の要請及び八王子市、八王子市保健所、八王子消防署、八王子警察署、高尾警察署等の指示に基づき以下の通り対応する。また想定よりも多くの来場者が会場に集まった場合や来場者の管理を適切に行えない場合、当祭典委員会の判断で中止等の必要な判断をとる場合がある。

(2) 新型コロナウイルスの基本対策について

新型コロナウイルス対策は、感染源対策（感染している可能性の高い人を参加させない）と感染経路対策をとる。

【感染源対策】

- 参加者対策（注意喚起、体調チェックなど）

【感染経路対策】

- 飛沫感染リスクへの対策
 - ・変異株の拡大を踏まえたマスクの正しい着用
 - ※十分なマスク着用の効果を得るために、感染リスクに応じた適切なマスクの着用を行う。
 - ・身体的距離（原則 2m、最低 1m）の確保（密集対策）
 - ・マスクをしない状態での会話を控える（密接対策）
- エアロゾル（マイクロ飛沫）感染リスクへの対策
 - ・屋内、室内の換気による密閉防止（密閉対策）
- 接触感染リスクへの対策
 - ・多頻度接触面の定期的なふき取り消毒
 - ・共用する物の消毒または共用の禁止
 - ・手洗い・手指消毒の徹底
- 三密（密閉、密集、密接）いずれかひとつでも生じやすい場面を避ける

3 出店者の基本的条件

- (1) 店舗従事者が、以下のア～エの事項に該当しない者のみ出店を認める。（開催当日、当祭典委員会に書面・口頭・自己申告などにより確認を行う。）

ア 体調がよくない場合（例：37.5 度以上の発熱・咳・咽頭痛・倦怠感、味覚・嗅覚異常などの症状がある場合）

イ 店舗従事者本人が濃厚接触者と判断された後、外出自粛期間を経過していない場合

ウ 同居家族や身近な知人に感染者、濃厚接触者や感染が疑われる方がいる場合

エ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

- (2) 出店者は、当日の全ての店舗従事者（販売員・スタッフ等）の氏名、年齢、住所及び連絡先（電話番号）を把握し、名簿を作成し、当祭典委員会に提出する。

4 出店者への注意事項

- (1) マスク等を持参すること。会場内では常時着用を基本とし、出店準備中や会話をする際、また、誘導など声を発する際にもマスクを着用すること。
- (2) アルコールなどによるこまめな手指消毒を実施すること。
来店者が店頭でアルコールなどによる手指の消毒をこまめに行えるよう、消毒場所を確保する。
- (3) 他の参加者、関係スタッフ等との距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- (4) 呼び込みや掛け声等の発声を自粛すること。大きな声で呼び込み等をしない。
- (5) 店舗の前に行列ができた場合は、必ず「案内係」を置くこと。
- (6) 案内係は来場者がソーシャルデスタンスを保つため距離をとって並ぶよう誘導すること。
- (7) 店頭と来場者の距離を保ち、ゆとりを持たせ、他のお客様との適切な距離が保てるように誘導すること。（障がい者の介助を行う場合を除く）
- (8) ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に並ぶお客様の数を制限する等の措置を講じること（滞留を止めること）。来場者との間にビニールシート等を設置することを推奨する。
- (9) 出店会場レイアウト等に関しては、八王子いちよう祭り祭典委員会が行政等との話し合いにより決定したものであり、それを遵守する。
- (10) 感染防止のために当祭典委員会が定めたその他の措置を遵守、指示に従うこと。

5 飲食物の提供等に関する基本的条件

飲食物を提供する出店者は、下記に配慮して十分な感染予防対策を講じること。

- (1) 店舗従事者は会場内およびテント内では必ずマスクを着用すること。
- (2) アルコールなどによるこまめな手指消毒を実施すること。
- (3) 店舗内にはお客様用の手指消毒液も設置すること。
- (4) 消毒液を設置・保管する時は、火器から遠ざけ、直射日光に当たらないようにすること。また、消毒液を使用する時は、火器の近くでは使用しないこと。
- (5) テント内はアクリル板・透明ビニールカーテン等により購買者との間を遮断する等、工夫して飛沫防止に努めること。
- (6) 飛沫予防のシートは防炎性能を有するシートを選び、火器や熱を持つ照明器具等の近くを避けること。
- (7) 金銭の授受に関しては必ず手袋を着用する（素手では取り扱わない）か、金銭授受担当を置くこと。

- (8) テント内は常に清潔に保ち、利用者が頻繁に触れる箇所に注意して清掃または消毒を頻繁に実施すること。消毒にはアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを用いる。
- (9) ソースやマヨネーズなどの調味料はあらかじめ店舗側でかけて提供するか、または個包装の調味料を提供すること。
- (10) 飲食を行う場合は、原則として飲食用の感染防止対策を行ったエリアで行うこと。(水分補給等は認められる)。飲食スペース等での飲食時には対面を避けこと。
- (11) ゴミの廃棄
当祭典委員会環境委員会の定める「いちょう祭りのゴミの出し方について」を遵守すること。
- (12) 出店責任者は本ガイドラインの内容を店舗従事者に周知徹底させる義務を負う。

6 会場等に感染が疑われる者が発生した場合

- (1) 速やかに当祭典委員会本部に連絡をすること。
- (2) 速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けること。必要に応じて帰宅させ、自宅待機とする。
- (3) 対応する者は、マスク、手袋の着用を徹底すること。
- (4) 保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うこと。
- (5) 発熱等の症状により自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査を受けるものとする。検査結果が陰性であっても、参加を認めないものとする。

7 その他留意事項

- (1) 当祭典委員会に提出された当日の店舗従事者名簿は12月末まで保管する。
- (2) こうした情報は必要に応じて保健所等の公的機関へ提供することがある。
- (3) 当祭典委員会は、個人情報の保護の観点から、名簿等は適切に管理し、保管後は適切に廃棄し、廃棄したことを記録する。
- (4) 「第43回八王子いちょう祭り 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」及び、「同〈出店者用〉」を遵守し、対策を講じていない店舗は、対策が講じられるまで営業停止、または、退店を求めることとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大防止措置、また社会情勢の変化により、本ガイドラインにない事項や変更は、その都度当祭典委員会で決定する。

以上